

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 富岡市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
公共下水道接続費	助成	公共下水道接続に伴う宅内排水設備工事費補助金	富岡市内の公共下水道供用開始区域(七日市・富岡・曾木・田窪・黒川・別保・一ノ宮・中高瀬・下高瀬の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、公共下水道受益者負担金及び水道料金を滞納していない事	公共下水道接続のための排水設備工事及び、くみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の1/2 (限度額5万円)				【申請期日】 令和6年2月末日 【完了期日】 令和6年3月15日(左記期間までに市の検査を受けること)		下水道課	0274-64-1151	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html	
農業集落排水接続費	助成	農業集落排水接続に伴う宅内排水設備工事費補助金	富岡市内の農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)において、くみ取り便槽や浄化槽を農業集落排水に転換接続した者に対して補助する。	・農業集落排水事業区域(内匠・岡本・南後箇の各一部)であること ・建築物の所有者又は使用者で世帯全員が市税などのほか、農業集落排水受益者負担金及び水道料金を滞納していない事	農業集落排水接続のための排水設備工事及びくみ取り便槽・浄化槽の撤去工事費の1/2 (限度額5万円)			【申請期日】 令和6年2月末日 【完了期日】 令和6年3月15日(左記期間までに市の検査を受けること)		下水道課	0274-64-1151	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1554271278108/index.html	
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業	浄化槽処理区域内(公共下水及び農業集落排水事業区域を除く区域)において、単独処理浄化槽または、くみ取り槽から10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する個人に対して、合併浄化槽設置工事、宅内排水設備(配管)工事、既設浄化槽等撤去工事に対して補助する。	【補助対象地域】 公共下水道認可区域及び、農業集落排水事業区域を除く富岡市内全域 【補助対象者】※いずれにも該当する者 ・補助対象地域において、既設単独浄化槽またはくみ取り槽から10人槽以下の合併処理浄化槽への入れ替え工事を予定している個人 ・整備された合併処理浄化槽を、やむを得ない場合を除き、設置後1年以内に使用所、台所、風呂と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管渠で接続し、使用を開始できる者 ・専用住宅に継続して居住する者 ・市税等に滞納がない者 【補助対象外】 ・新築(建替えを含む)の専用住宅に係る合併処理浄化槽を設置しようとする者 ・建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請または浄化槽法第5条第1項に規定する設置の届を行わずに合併処理浄化槽を設置する者 ・市長が定める補助事業実施期間内に合併処理浄化槽を設置の設置ができない者 ・専用住宅を販売または賃貸の用に供する者 ・専用住宅を継続的に使用すると認められない者 ・共有名義の専用住宅の所有者の一人であって、合併処理浄化槽の設置についての他の所有者承諾が得られない者 ・過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けている者 ・単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去等を適正に行わない者 ・公共事業に係る単独処理浄化槽、くみ取り槽及び合併処理浄化槽の移設等の補償を受けている者 ・その他市長が不適当と認める者	※市内外業者及び都市計画区域内外等の別により限度額が異なります。 【浄化槽設置工事】 ●5人槽/区域内 市内業者40万円 市外業者20万円 ●5人槽/区域外 市内業者30万円 市外業者10万円 ●7人槽/区域内 市内業者43万円 市外業者23万円 ●7人槽/区域外 市内業者33万円 市外業者13万円 ●10人槽/区域内 市内業者53万円 市外業者33万円 ●10人槽/区域外 市内業者43万円 市外業者23万円 【排水設備工事】 ●単独浄化槽から転換 市内業者30万円 市外業者15万円 ●くみ取り槽から転換 市内業者20万円 市外業者10万円 【撤去工事】 ●単独浄化槽から転換 20万円 ●くみ取り槽から転換 10万円			【申請期日】 令和6年1月末日 【完了期日】 令和6年2月末日(左記期間までに実績報告書提出すること)		下水道課	0274-64-1151	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1615517132869/index.html	
太陽熱発電設備設置費	助成	住宅用新エネルギー機器設置補助金 1 太陽熱利用システム(強制循環型) 2 太陽熱利用システム(自然循環型)	住宅の屋根等へ未使用の太陽熱利用システムを設置した場合、経費の10%以内(1,000円未満切り捨て)を補助する。	「太陽熱利用システム(強制循環型)」の要件 1. 集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房を行うシステムであること 2. 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの、又は同等と認められるもの 3. 未使用品であること(中古品は対象外) 「太陽熱利用システム(自然循環型)」の要件 1. 集熱器と貯湯部の間を自然循環によって熱輸送を行い、給湯を行うシステムであること 2. 財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたもの、又は同等と認められるもの 3. 未使用品であること(中古品は対象外) 補助対象者 新たに対象機器を設置する方。既に、対象機器が設置しており、増設する場合は対象外。また、下記の要件をすべて満たすことが必要。 1. 市内において、自ら居住する住宅等に機器を設置する方、または対象機器付建売住宅を購入し、居住しようとする方 2. 市民である方、又は市民となることが確実であると認められる方 3. 機器の設置工事を当該年度中に完了することができる方 4. 世帯の全員が市税(国民健康保険税を含む)を滞納していない方 (富岡市住宅用新エネルギー機器設置補助金交付要綱参照)	強制循環型は4万円、 自然循環型は2万円を上限とする。			R5.4.1	予算の範囲内で申請順	ゼロカーボン推進課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1488435652488/index.html	
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	対象となる住宅 次のいずれにも該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・建築基準法に違反していないもの	応募資格者 次のいずれにも該当する人 ・対象住宅を所有し、かつ居住し、若しくは居住することが見込まれる方 または、賃貸借契約等当該住宅を利用する権利を持ち、耐震診断、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 ・市税等を滞納していない人 ・暴力団、暴力団関係者でない人	木造住宅の耐震診断を希望する市民に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う。費用は市が負担する。			R5.4.3~ R5.8.31	10戸(予定)	建築課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1644969505017/index.html	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修費補助制度	対象となる住宅 次のいずれにも該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(床面積の1/2以上を住宅とする併用住宅を含む)で、平屋または2階建ての在来軸組構法又は伝統的構法住宅 ・耐震診断の結果が「上部評点が1.0未満」と判断されたもの ・建築基準法に違反していないもの ・改修工事について市が行う他の補助等を受けていないもの等	応募資格者 【木造住宅耐震改修】 対象となる住宅を所有し、かつ、居住若しくは居住することが見込まれる方 または賃貸借契約等対象住宅を利用する権利を持ち、耐震改修工事等を行うことについて所有者から同意を得ている人 ・市税等を滞納していない人 ・耐震シェルター等設置及びリフォーム工事完了の日から3月以内に当該補助対象住宅の所在地に住居登録をし、かつ、10年以上居住する人 ・暴力団、暴力団関係者でない人	・耐震改修等 補助対象経費の5分の4以内かつ、以下の限度額まで ・精密診断:12万円 ・補強計画作成:28万円 ・耐震改修工事:100万円 ※重点区域内の改修工事の場合:120万円 ・耐震シェルター等設置工事 補助対象経費の2分の1以内かつ、30万円まで ・リフォーム工事 補助対象経費の10分の1以内かつ、10万円まで (耐震改修に合わせて行うリフォーム工事に限る)			R5.4.3~ R5.8.31	5戸(予定)	建築課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1644969505017/index.html	

その他	助成	危険ブロック塀等撤去費補助金	<p>いずれにも該当するもの</p> <p>【対象工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内業者が撤去する工事 ・高さが1メートル以上の危険ブロック塀等の全部又は一部の撤去工事 <p>【対象となる危険ブロック塀等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、破損若しくは傾斜しているもの又は建築基準法に適合しないもので、地震等により倒壊するおそれがあるコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組構造による塀及び門柱(これらの下部に設置された基礎及び擁壁を含む) ・危険ブロック塀等が道路に面しているもの(道路境界線より当該塀の高さの範囲内に存するもの) 	<p>いずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等の滞納がないもの ・危険ブロック塀等の所有者又は相続人 ・所有者又は相続人から同意を受けたもの ・その他市長が認めるもの 	10万円を限度(ただし、危険ブロック塀等の長さ1m当たり1万円が限度。)				R5.4.3～	受付順に選考し、予算に達した時点で受付終了	建築課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1585286348908/index.html	
住宅取得に関する補助制度	助成	とみおか暮らし奨励金	<p>定住を目的として住宅を取得する市外からの移住者に対し、年齢や家族構成などに応じて奨励金(上限100万円)を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U・I・Jターン(交付条件を満たす申請者全員が該当)…20万円 ・申請者とその配偶者がともに45歳以下…30万円 ・子どもが中学生以下…子ども1人につき20万円 ・申請者が35歳以下…10万円 ・申請者が市内事業所に勤務または市内自営業…10万円 ・世帯員全員が富岡市に初めて転入…10万円 ・市内建築業者による施工…10万円 ・黒岩地区、額部地区、小野地区、丹生地区、吉田地区、妙義町に住宅取得…10万円 ・富岡市空き家バンク登録物件の取得…10万円 	<p>下記の交付条件すべてにあてはまる方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)富岡市内に住宅を取得して転入した方、または富岡市への転入日から3年以上内に、市内に住宅を取得した方(注1) (2)(1)の転入日より前の5年間、富岡市に住居登録されていなかった方 (3)住宅の所有権の2分の1以上を有する方(注2) <p>注1:「住宅」とは…居住部分の床面積50平方メートル以上で、利用上の独立性を有するもの。新築・建売・中古住宅いずれも対象。 「取得」とは…住宅を新築・購入し、不動産登記が完了している状態を指す。相続・贈与・交換や、アパートの賃貸契約などは含まない。 注2:申請は、1住宅につき1名まで。</p>	100万円	※奨励金のうち10万円はとみおかふれ愛カードポイント(商店街サービス事業協同組合発行)で交付する。			不動産登記が完了した日から1年以内。	予算の範囲内	地域づくり課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/contents/1553844919752/index.html	
リフォーム資金(重度身体障害者(児)住宅改造費助成制度等)	助成	重度身体障害者(児)住宅改造費補助金	<p>障害者又は改造者が、住宅又は住宅設備を障害者に適するよう改造する費用に対して、改造費用に6分の5を乗じて計算した額を補助する。補助限度額は50万円を限度とし、着工前に住宅改造の内容について審査を受ける必要がある。対象となる住宅改造は、新築及び増築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他の市長が特に必要と認めた工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。</p>	<p>下記の(1)から(3)の身体障害者手帳を持っている、当該年度の市町村民税16万円未満の世帯に属する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)1、2級の下肢・体幹機能障害 (2)1、2級の上肢機能障害(※ただし、両上肢に4級以上の障害) (3)1級の視覚障害者 	当該工事費用の5/6(限度額50万円)			工事着手前		福祉課	0274-62-1511	https://www.city.tomioka.lg.jp/www/index.html		